

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第十一号

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年広島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の三を第四条の五とし、第四条の二の次に次の二条を加える。

（二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の書換え交付及び再交付）

第四条の三 法第十二条の七第一項の認定を受けた者は、認定証の記載事項に変更が生じたとき又は認定証を破り、汚し、若しくは失ったときは、速やかに知事に認定証の書換え交付又は再交付を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、別記様式第二十五号の二による申請書によるものとする。

3 前項の申請書には、認定証を失った場合を除くほか、申請者が既に交付を受けている認定証を添付しなければならない。

（二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の返納）

第四条の四 法第十二条の七第一項の認定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に認定証を返納しなければならない。

一 認定証の再交付を受けた者が、失った認定証を発見したとき。

二 認定を取り消されたとき。

第十九条中「第十九条の十一第三項」を「第十九条の十二第三項」に改める。

産業廃棄物収集運搬業許可申請書（省令第九条の二）	一部	
産業廃棄物処分業許可申請書（省令第十条の四） 産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（省令第十条の九） 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書（省令第十条の十二） 特別管理産業廃棄物処分業許可申請書（省令第十条の十六）		一 収集若しくは運搬又は再生輸送のみを業とする場合には、当該事業場の住所又は事務所の所在地を所管する厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所内のときは当該支域内であるときは当該支所、広島市、呉市及び県外にのみ住所又は事務所を有するときは環境県民局循環型社会課又は産業廃棄物対策課） 二 中間処理若しくは最終処分又は再生生活を業とする場合には、当該事業の用に供する施設の所在地（海洋投入処分にあつ

別表第二中

<p>特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（省令第10条の二十二）</p>	<p>産業廃棄物事業場外保管届出書（省令第8条の2の4及び省令第8条の2の7）          産業廃棄物事業場外保管変更届出書（省令第8条の2の5）          産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（省令第8条の2の6）          特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書（省令第8条の13の5及び省令第8条の13の6）          特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書（省令第8条の13の6）          特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書（省令第8条の13の6）          産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の10）          特別管理産業廃棄物処理業廃止・変更届出書（省令第10条の23）</p>	<p>二部</p>
<p>産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業許可証書換え・再交付申請書（別記様式第26号）          再生利用業個別指定申請書（別記様式第27号）          再生利用業個別指定事業範囲の変更申請書（別記様式第2</p>	<p>一部</p>	

ては、積込地）を所管する厚生環境事務所（当該所在地が厚生環境事務所のあるときは当該支所、当該施設が移動可能な施設又は当該施設の所在地が二以上の厚生環境事務所又はその支所の所管にまたがるときは主たる営業区域又は主たる施設の所在地を所管する厚生環境事務所（当該営業区域又は所在地が厚生環境事務所のあるときは、当該支所））

を

十八号)  
 再生利用業個別指  
 定証書換え・再交付  
 申請書(別記様式第  
 三十二号)

<p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書(省令第八条の三十八の四)</p> <p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定変更申請書(省令第八条三十八の六)</p> <p>二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定報告書(省令第八条の三十八の十一)</p> <p>産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令第九条の二)</p> <p>産業廃棄物処分業許可申請書(省令第十条の四)</p> <p>産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(省令第十条の九)</p> <p>特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書(省令第十条の十二)</p> <p>特別管理産業廃棄物処分業許可申請書(省令第十条の十六)</p> <p>特別管理産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書(省令第十条の二十二)</p>	<p>一部</p>	<p>一 収集若しくは運搬又は再生輸送のみを行う場合には、当該事業場の住所又は事務所の所在地を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所の支所の支所の支所が当該区域にまたがるときは主たる施設の所在地を所管する厚生環境事務所(当該区域又は所在地が厚生環境事務所(支所の支所の支所が当該区域にまたがるときは、当該支所))</p> <p>二 中間処理若しくは最終処分又は再生活用を行う場合には、当該事業の用に供する施設の所在地(海洋投入処分にあつては、積込地)を所管する厚生環境事務所(当該所在地が厚生環境事務所(支所の支所の支所が当該区域にまたがるときは、当該支所、当該施設が移動可能な施設又は当該施設の所在地が二以上の厚生環境事務所又はその支所の支所の支所が当該区域にまたがるときは主たる施設の所在地を所管する厚生環境事務所(当該区域又は所在地が厚生環境事務所(支所の支所の支所が当該区域にまたがるときは、当該支所))</p>
<p>産業廃棄物事業場 外保管届出書(省令</p>	<p>二部</p>	

<p>       第八条の二の四及び        省令第八条の二の七）        産業廃棄物事業場        外保管変更届出書（        省令第八条の二の五）        産業廃棄物事業場        外保管廃止届出書（        省令第八条の二の六）        特別管理産業廃棄        物事業場外保管届出        書（省令第八条の十        三の五及び省令第八        条の十三の六）        特別管理産業廃棄        物事業場外保管変更        届出書（省令第八        条の十三の六）        特別管理産業廃棄        物事業場外保管廃止        届出書（省令第八        条の十三の六）        二以上の事業者に        よる産業廃棄物の処        理に係る特例認定変        更・廃止届出書（省        令第八条の三十八の        八及び省令第八条の        三十八の十）        産業廃棄物処理業        廃止・変更届出書（        省令第十条の十）        特別管理産業廃棄        物処理業廃止・変更        届出書（省令第十        条の二十三）     </p>	<p>       二以上の事業者に        よる産業廃棄物の処        理に係る特例認定証        書換え・再交付申請        書（別記様式第二十        五号の二）        産業廃棄物処理業        ・特別管理産業廃棄        物処理業許可証書換        え・再交付申請書（     </p>
<p>一部</p>	

に改め、同表に次

別記様式第二十六号) 再生利用業個別指 定申請書(別記様式 第二十七号) 再生利用業個別指 定事業範囲の変更申 請書(別記様式第二 十八号) 再生利用業個別指 定証書換え・再交付 申請書(別記様式第 三十二号)	
--	--

のように加える。

有害使用済機器保 管等届出書(省令第 十三条の三) 有害使用済機器保 管等変更届出書(省 令第十三条の四) 有害使用済機器保 管等廃止届出書(省 令第十三条の十一)	二部	主たる事業場の所在地を 所管する厚生環境事務所(当 該所在地が厚生環境事務 所の支所の担当区域内であ るときは、当該支所)
--	----	---

別記様式第二十五号の次に次の一様式を加える。

様式第 25 号の 2 (第 4 条の 3 関係)

二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証 <sup>書換え</sup> 再 交付申請書

平成 年 月 日

広島県知事様

申請者

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 4 条の 3 第 1 項の規定により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定証の <sup>書換え</sup> 再 交付について、次のとおり申請します。

認 定 年 月 日	平成 年 月 日
認 定 番 号	第 号
申 請 の 理 由	
備 考	

注 1 不用の文字は、消すこと。

2 「申請者」には、認定を受けた者の全てを記載すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

別記様式第三十四号中「第19条の11第3項」を「第19条の12第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。